

西宮市教育委員会教育支援センター事業等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校しない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の社会的な自立のため、教育に重点を置いた指導及び援助を目的として教育委員会が実施する教育支援センター事業及び教育支援センター事業（サテライト）（以下「教育支援センター事業等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用 教育支援センター事業等に参加することをいう。
- (2) 利用開始 教育支援センター事業等に初めて利用することをいう。
- (3) 利用停止 教育支援センター事業等への利用をやめることをいう。
- (4) 施設の併用 複数の教育支援センター事業等を利用することをいう。

(事業の実施名称等)

第3条 教育支援センター事業を教育委員会学校教育部が所管する施設で実施する教育支援センター事業は次の名称及び場所で実施する。

名称	場所
あすなろ なるおきた	西宮市花園町10-20（西宮市立鳴尾北幼稚園休園施設内）
あすなろ かわらぎ	西宮市中島町5-2（西宮市立瓦木幼稚園休園施設内）
あすなろ やまぐち	西宮市山口町上山口2-3-43（西宮市立山口中学校内）

2 教育支援センター事業を教育委員会学校教育部が所管する施設以外で実施する教育支援センター事業（サテライト）は次の名称及び場所で実施する。

名称	場所
あすなろ しおせ(サテライト)	西宮市塩瀬町名塩新町1（西宮市立塩瀬公民館内）
あすなろ うえがはら(サテライト)	西宮市六軒町1-32（西宮市立上ヶ原公民館内）
あすなろ はまわき(サテライト)	西宮市浜脇町5-14（西宮市立浜脇公民館内）

(運営)

第4条 第1条の目的を達成するため、所管する教育委員会学校教育部がこども支援局こども未来部と密接な連携を図りながら、運営を行う。

(事務局)

第5条 第1条にかかる教育支援センター事業等を実施する事務局は、教育委員会学校教育部学校保健安全課に置く。

(対象者及び学籍)

第6条 利用開始できる者は、西宮市立小学校、中学校、義務教育学校に在籍する不登校児童生徒のうち、本人及び保護者の利用開始希望を受けた校長の意見を踏まえ、学校保健安全課長が教育支援センター事業等における支援が適切と認める者とする。

(事業内容)

第7条 教育支援センター事業等は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 社会的な自立や学校への登校に関すること。
- (2) 学習支援に関すること。
- (3) その他教育支援センター事業等の目的達成に必要な事項に関すること。

(教育支援員)

第8条 教育支援センター事業等を実施するにあたり、教育支援センター教育支援員(以下「支援員」という。)を置く。

- 2 支援員は、西宮市教育委員会が任用する。
- 3 支援員は、在籍校及び関係機関と連絡及び相談等を定期的に行い、事業の運営にあたる。
- 4 支援員は、学校保健安全課長が必要と認める会議へ出席し、必要に応じて運営状況を報告する。

(事業の実施日等)

第9条 教育支援センター事業を教育委員会学校教育部が所管する施設で実施する教育支援センター事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

名称	実施日	実施時間
あすなろ なるおきた	月曜日から木曜日まで	9時15分から14時15分まで
あすなろ かわらぎ	月曜日から木曜日まで	カリキュラム制 9時30分から11時30分まで フリーセクション制 13時から15時まで
あすなろ やまぐち	月曜日から金曜日までのうち4日間	13時10分から15時10分まで

2 教育支援センター事業を教育委員会学校教育部が所管する施設以外で実施する教育支援センター事業(サテライト)の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

名称	実施日	実施時間
あすなろ しおせ(サテライト)	月曜日から金曜日までのうち2日間	13時から15時まで
あすなろ うえがはら(サテライト)	月曜日から金曜日のうち1日	13時から15時まで
あすなろ はまわき(サテライト)	月曜日から金曜日のうち1日	13時から15時まで

3 前項及び第3条の規定に関わらず、学校保健安全課長は、必要があると認める時は、実施日、実施時間及び場所を変更することができる。

(利用日の報告)

第10条 不登校児童生徒が利用した日数は、在籍校の校長（以下「校長」という。）に連絡する。

(体験申込)

第11条 利用の体験を希望する不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出し、校長はこれに署名をしたうえで学校保健安全課長に提出する。

- (1) 『教育支援センター「あすなろ」の体験申込書』(様式1)
- (2) 『教育支援センター「あすなろ」への往復経路の届出』(様式2)

2 教育支援センター事業(サテライト)については利用の体験を実施しない。

(利用開始申込及び判定)

第12条 利用を希望する不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出し、校長はこれに署名をしたうえで学校保健安全課長に提出する。学校保健安全課長は、受理した書類、支援員による面接及び体験の状況をもとに利用開始にかかる判定を行う。

- (1) 『教育支援センター「あすなろ」の利用開始申込書』(様式3)

(利用の決定)

第13条 学校保健安全課長は、利用を許可した場合、次の書類により校長に通知するものとする。

- (1) 『教育支援センター「あすなろ」の利用決定について』(通知)(様式4)

2 利用開始日は、『教育支援センター「あすなろ」の利用開始決定について(通知)』(様式4)の日付の日とする。

(利用停止の決定)

第14条 教育支援センターの利用停止は、当該児童・生徒の状況等を考慮し、学校保健安全課長が決定する。

2 前項の決定をしたときは、学校保健安全課長は、校長に通知するものとする。

(施設併用の実施)

第15条 次の各号に掲げる場合については施設の併用を認める。

- (1) 教育支援センター事業1施設と教育支援センター事業(サテライト)1施設の利用を希望する場合。
- (2) 教育支援センター事業(サテライト)2施設以上の利用を希望する場合。

2 次の各号に掲げる場合については施設の併用を認めない。

- (1) 教育支援センター事業2施設同時に利用を希望する場合。
- (2) 教育支援センター事業1施設と教育支援センター事業(サテライト)2施設以上の利用を希望する場合。

(こども未来部との連携)

第16条 教育支援センター事業(サテライト)に利用している児童生徒は、こども支援局こども未来部が所管する教育支援センターあすなろ 未来を、別に定めるところにより利用できる。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(様式1)

年 月 日

学校保健安全課長 様

教育支援センター「あすなろ」の体験申込書

下記の児童生徒を、教育支援センター「あすなろ」を体験させていただきますようお願いいたします。

保護者名(自署) _____

校長名(自署) _____

記

学校名・学年・組	西宮市立 学校 年 組
ふりがな 児童生徒名	
学級担任名	
現住所	〒 西宮市
電話番号	()-()-()
緊急連絡先	連絡先() 電話()-()-()
体験希望施設	なるおきた・かわらぎ・やまぐち ※希望施設に○
特記事項(健康上留意すべきこと等)	

(様式2)

年 月 日

学校保健安全課長 様

教育支援センター「あすなろ」への往復経路の届出

児童生徒名		学校名	西宮市立	学校
		学年・組		年 組
住所				
<p><通級路></p> <ul style="list-style-type: none">・ 自宅から施設まで利用する交通機関等も含めて往復経路を図示してください。 (往復順路を目印とともに赤線で記入して下さい。)・ 原則、公的な交通機関を利用してください。 (日本スポーツ振興センター災害共済給付の際に使用します。)				
利用する交通機関				
往復経路途上の責任は一切保護者において負うことを誓います。 学校と協議の上、上記往復経路を届出いたします。				
保護者名				
保護者の申請に基づき、教育支援センター「あすなろ」への往復経路として認めます。				
年 月 日				
校長名 (自署)				

(様式3)

年 月 日

学校保健安全課長 様

教育支援センター「あすなろ」の利用申込書

下記の児童生徒を、教育支援センター「あすなろ」を利用させていただきますようお願いいたします。
つきましては、利用中「あすなろ」の約束を守らせてます。

保護者名(自署) _____

校長名(自署) _____

記

学校名・学年・組	西宮市立 学校 年 組
ふりがな 児童生徒名	
生 年 月 日	年 月 日生 年齢()歳
学 級 担 任 名	
現 住 所	〒 西宮市
電 話 番 号	()-()-()
緊 急 連 絡 先	連絡先() 電話()-()-()
利 用 希 望 施 設	なるおきた ・ かわらぎ ・ やまぐち ※希望施設に○ <サテライト> しおせ ・ うえがはら ・ はまわき
特 記 事 項 (健康上留意すべきこと等)	

